

I. 横浜市都市計画マスタープラン・南区プランについて

(1) 横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン策定のねらい

私たちが生活するまちには、道路や公園、緑地、河川、住宅、店舗など、さまざまな要素があります。まちづくりを進めるためには、これらの要素が、どのような関係になることが望ましいのかを示す将来像を区民と行政が共有することが大切です。

横浜市都市計画マスタープラン・南区プラン(以下、「南区プラン」という。)は、市全体のまちづくりの方針である「横浜市都市計画マスタープラン・全市プラン」を前提とした方針で、おおむね20年後の南区の将来像を描くとともに、その将来像を実現するためのまちづくりの方針を示すものです。

南区プランは、区民、事業者、市のみならずその他関係機関に広く共有され、これに基づいて、それぞれの主体が協力しあいながらまちづくりを進めるための基本的な方針として活用されることを、策定のねらいとしています。

そのため南区プランでは、将来、高齢化がより一層進行することを基本条件としたうえで、だれもが安全に安心して安定した暮らしができるよう、身近な交通手段の充実、うるおいのある安全な生活環境の実現、区民交流の場の充実など、まちづくりの側面からの目標と方針を示しています。

まちづくりは、一朝一夕で実現できるものではなく、今後、区民、事業者及び行政の息の長い取り組みが求められます。南区プランは、その際の基本的な方針として活用されるものです。

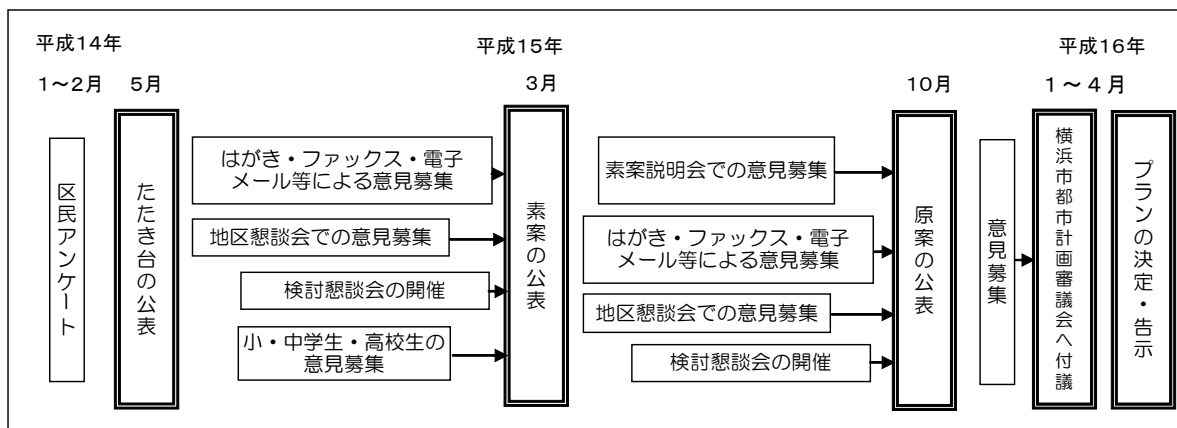
(2) 都市計画法にもとづく方針

南区プランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられるもので、今後、市が定める都市計画は、このプランに即して定められます。(※P3-1)

(3) 区民とともに策定した方針

南区プランの策定にあたっては、区民とともに考え、話し合っていくものとし、プランの確定に至るさまざまな段階で、アンケートの実施、検討懇談会(※P3-2)・説明会の開催、地区懇談会や郵送、電子メール等による意見募集を行ってきました。

《策定経過》

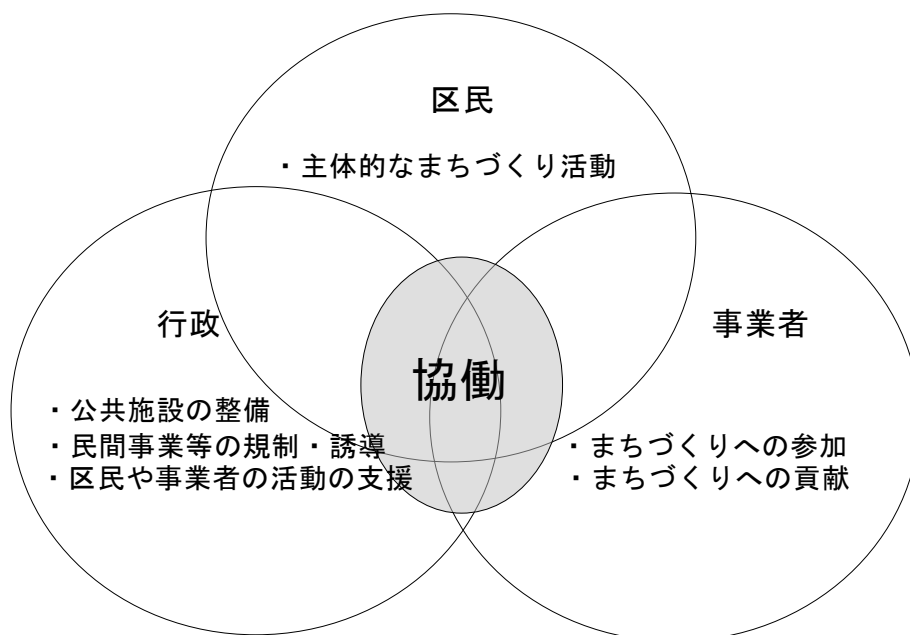


(4) 区民・事業者・行政共有の方針

まちづくりにおいては、行政が主体的に行うべき分野もあります。しかし、市民のニーズが多様化・個別化する中であって、より豊かな市民生活を築くためには、行政のみならず、区民(個人、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO等)、事業者など多様なまちづくりの担い手が、互いにその役割を認め、生かしながら、協力してまちづくりを進める必要があります。

南区プランは、今後推進すべきまちづくりの基本的な方針を示す「区民・事業者・行政共有の方針」です。この三者の協働(※P3-3)によるまちづくり推進のため、行政の役割とともに、区民・事業者の取り組み方針を明らかにしています。したがって、南区プランは、横浜市・関係行政機関などの事業方針にとどまらず、区民によるまちづくり活動や、事業者による開発事業等の際に尊重すべき方針としても位置づけられるものです。

【区民・事業者・行政の協働によるまちづくり】



(5) 中長期的なまちづくりの方針

南区プランは、おおむね20年後を想定した中長期のまちづくりの方針を示しています。

そのため、現在は計画として確定していない事柄に関しても、それが地域にとって、将来解決すべき重要な課題である場合には、「今後検討を進めること」としてプランに加えています。

また、想定期間内であっても、このプランを固定化されたものと捉えることなく、社会情勢の変化や技術革新、市民意識の変化、市民活動の成果などによってプランを見直すことで、より実効性のあるプランに改善していきます。

(6) 区全体のまちづくりの方針

南区プランは、区全体のまちづくりの将来像と、その将来像を実現するための方針を描くものであり、各地区の具体的なまちづくりの方法などについては言及していません。今後、各地区の実情に応じたきめ細やかなプランをつくることが重要となります。

そこで、より身近な地区の将来像を、区民参加のもと、地区プランとして定めていきます。

※1 都市計画マスタープラン：平成4年の都市計画法の改正によって創設されたもので、住民の意見を反映させながら市町村の都市計画の基本的な方針を定めるものとして、都市計画法第18条の2に次のように規定されています。

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

※2 検討懇談会：都市計画マスタープラン南区プラン検討懇談会

区民活動団体の代表者とまちづくりの専門家から構成され、南区プランについて検討してきました。

※3 協働(きょうどう)：複数の主体が協力して働くこと。(collaboration - コラボレーション)